



**令和 7年度
伊万里市
留守家庭児童クラブ
入所案内**

伊万里市教育委員会

教育総務課 （市役所4階）

電話 0955-23-2125（直通）

1. 留守家庭児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図ることを目的としています。

2. 留守家庭児童クラブに入所できる要件

市内の小学校に就学している次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 児童と同居している家族全員（満65歳以上の方を除く）が昼間に居宅外で働いている場合

※「同居している家族」とは、住民票の世帯が同じかどうかではなく、実際に一緒に住んでいるかどうかで判断します。（以下同じ。）

- (2) 児童と同居している家族全員（満65歳以上の方を除く）が昼間に居宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合

※農業の場合は、農業収入のある方に限ります。

- ・通常利用の場合、『終業時間が14時以降』が対象となります。
- ・仕事が休みの日（就労証明書の就労時間欄の曜日に☑が入っていない曜日）は利用できません。
- ・求職活動中は、利用できません。

- (3) 母親が妊娠中または出産後間もない場合（出産予定日の前後8週）

- ・出産予定日から前後8週の属する月は利用できます。
- ・育児休業から復職する場合は、復職年月日の属する月の1日から利用できます。

- (4) 児童と同居している家族（満65歳以上の方を除く）が疾病、負傷または心身の障害を有している場合

- (5) 親族に疾病、負傷または心身に障害のある人がいるため、児童と同居している家族（満65歳以上の方を除く）が長期にわたり看護、介護にあたっている場合

- (6) 児童と同居している家族（満65歳以上の方を除く）が各種学校に通学している場合

- (7) 児童と同居している家族（満65歳以上の方を除く）が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合

3. 利用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日（※毎年申請が必要です。）

4. 留守家庭児童クラブの運営

児童クラブは「伊万里市」が設置し、運営は民間の事業者「シダックス大新東ヒューマンサービス（株）」へ委託しています。

5. 開所時間

- (1) 小学校の授業がある日 授業の終了後から午後7時まで
※開所の時間は、おおむね午後2時です
※小学校の下校時間が早い場合は、その時間にあわせて開所します。
- (2) 土曜日 午前8時から午後7時まで
- (3) 長期休業日（夏休み等） 午前8時から午後7時まで

※午後6時を超えて利用する児童は、1日あたり100円の延長利用料が必要です。

6. 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 祝日
- (3) 8月13日から8月15日まで
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (5) 台風などの自然災害時に小学校が休校となった場合
- (6) インフルエンザ等により小学校が閉鎖した場合

※インフルエンザ等により学級（学年）が閉鎖した場合は、その学級（学年）の児童は、児童クラブを利用することができません。

7. 長期休業期間（春・夏・冬休み）のみの利用

長期休業期間（春・夏・冬休み）のみ利用される（授業がある日は利用しない）児童が児童クラブを利用できる日は、終業式の翌日から始業式の前日までです。

終業式と始業式の日、児童クラブの利用はできません。

（長期休業期間） ※変更になる場合があります。

- ・ 春休み（2年生～6年生） 令和7年 4月 1日（火）～4月6日（日）
（新1年生） 令和7年 4月 1日（火）～入学式の前日
- ・ 夏休み（7月） 令和7年 7月21日（月・祝）～7月31日（木）
- ・ 夏休み（8月） 令和7年 8月 1日（金）～8月24日（日）

※8月25日から2学期のため、8月25日（月）～8月31日（日）は利用できません。この期間は午前中授業の予定です。利用を希望される場合は、8月のみ通常利用の申請を行ってください。（但し、通常利用の要件に該当する場合のみ）

- ・ 冬休み（12月） 令和7年12月25日（木）～12月31日（水）
- ・ 冬休み（1月） 令和8年 1月 1日（木）～1月7日（水）
- ・ 春休み（3月） 令和8年 3月25日（水）～3月31日（火）

8. 開設場所

児童クラブ名	電話番号	所在地	定員	土曜日の開設
伊万里第1	080-6459-6786	脇田町 3374 番地 伊万里小学校	70	○
伊万里第2	080-6459-6787	脇田町 1419 番地 1 伊万里小学校	50	第1と合同
伊万里第3	090-2080-2835	脇田町 3374 番地 伊万里小学校	50	
牧島	090-7475-0807	瀬戸町 221 番地 1 牧島小学校隣地	35	伊万里第1で 実施
大坪第1	080-6466-9060	大坪町甲 2501 番地 3 大坪小学校	55	○
大坪第2	080-1762-3850	大坪町甲 2501 番地 3 大坪小学校	40	第1と合同
大坪第3	090-3734-0950	大坪町甲 2501 番地 3 大坪小学校	31	
大坪第4	090-2080-2465	大坪町甲 2501 番地 3 大坪小学校	40	
立花第1	080-1770-8428	立花町 1901 番地 1 立花小学校	70	○
立花第2	080-1769-7239	立花町 1901 番地 1 立花小学校	40	第1と合同
立花第3	090-3733-9516	立花町 1901 番地 1 立花小学校	35	
立花第4	090-2080-3294	立花町 1901 番地 1 立花小学校	40	
立花第5	080-1750-7028	立花町 1891 番地 47 HIRAOビル 1F	40	
大川内	090-6775-9851	大川内町甲 3280 番地 1 大川内小学校	45	○
黒川	080-5254-0064	黒川町大黒川 1335 番地 1 旧黒川幼稚園	50	○
波多津	090-3987-0064	波多津町筒井 11 番地 旧波多津幼稚園	80	黒川で実施
南波多	080-5796-2187	南波多町井手野 2900 番地 旧南波多中学校	45	○
東陵第1	090-5488-6546	松浦町提川 200 番地 東陵学園	42	○
東陵第2	090-2080-4230	松浦町提川 200 番地 東陵学園	38	第1と合同
二里	080-1768-9263	二里町大里乙 284 番地 1 二里小学校	85	○
東山代第1	080-1770-8336	東山代町里 100 番地 1 東山代複合施設	40	○
東山代第2	080-8330-5922	東山代町里 100 番地 1 東山代複合施設	40	第1と合同
東山代第3	080-5708-0552	東山代町里 100 番地 1 東山代複合施設	40	第1と合同
東山代第4	090-5480-2583	東山代町里 100 番地 1 東山代複合施設	40	第1と合同
若楠第1	080-1767-9726	山代町久原 67 番地 1 山代東小学校	35	○
若楠第2	090-2080-2128	山代町久原 65 番地 山代東小学校	34	第1と合同
山代西	080-1532-3866	山代町西分 4475 番地 1 山代西小学校	25	若楠第1で 実施

9. 入所申請

- (1) 受付期間 令和6年11月15日(金)から12月6日(金)まで
※日曜日・祝日は除く。土曜日は、実施している児童クラブのみ。
- (2) 受付場所 利用を希望する児童クラブ
- (3) 受付時間 月曜から金曜日の午後2時から午後6時まで
土曜日は午前8時から午後6時まで
※土曜日は、開設している児童クラブのみで受け付けますので、
提出の際は事前にご連絡ください。
- (4) 利用希望者が多数のときは、入所できない場合や入所をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) これまでの児童クラブ利用料やおやつ代に未納がある場合は、納入をお願いします。

10. 申請の対象

- (1) 令和7年4月から令和8年3月までに、児童クラブの利用を希望される方。
- (2) 長期休業期間(夏休み等)のみの利用を希望される方。
※長期休業期間(夏休み等)のみの受付期間はありません。
- (3) 保護者が育児休業中(取得予定を含む)の場合で、令和7年度中に勤務先へ復帰予定のため利用を希望される方。

11. 随時受付

令和6年12月7日(土)以降の申請は、随時受付となり、定員に空きがあった場合に児童クラブの利用が可能となりますので、先着順での入所決定となります。

随時受付は、市役所4階の教育総務課のみで受け付けます。時間は、月曜から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。

12. 申込みに必要な書類

重要な書類ですので、保護者が必ず持参してください。

- (1) 留守家庭児童クラブ入所申込書 ・ ・ ・ 児童1人につき1部
- (2) 誓約書(承諾書) (指定の様式) ・ ・ ・ 児童1人につき1部
- (3) 児童を保育できないことを証明する書類 ・ ・ ・ 申請1世帯につき1部

入所理由	提出書類
① 会社等に勤めている場合	就労証明書 (勤務先で記入。会社印や代表取締役印が必要です。)
② 自営業や農業経営等の場合	就労証明書 (事業主が記入し、証明してください。)
③ 妊娠中または出産後間もない場合	出産申立書、母子手帳の写し

④ 疾病等で入院、療養している場合	通院・入院証明書
⑤ 親族を常時看護、介護している場合	介護・看護従事申立書
⑥ 各種学校に通学している場合	在学（受講）証明書
⑦ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書

※児童の父母のほか、祖父母等の同居している家族（高校生以下・満65歳以上の方を除く）がいる場合は、「留守家庭児童クラブ利用に係る申立書」の提出が必要です。（就労証明書等は必要ありません）

13. 利用の決定

令和6年12月6日（金）までに提出された申し込みについては、入所の可否の審査を行い、令和7年2月中旬に入所決定通知書を送付する予定です。

14. 利用料

（1）通常利用

- ① 1人あたり月額3,500円。8月のみ1人あたり月額5,000円。
8月通常利用のみ1人あたり月額2,000円。
 - ② 同一世帯から2人以上の児童を同時に入所させている（保護者が同一）場合は、2人目以降の児童（学年が上の児童）については、半額となります。
- ※月の途中で入所や退所する場合に、利用料の日割り計算（返金）はできません。

（2）延長利用料

午後6時を超えて利用する児童は、1日あたり100円の延長利用料が必要です。
延長利用料は、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合の軽減（半額）や非課税世帯の減免（半額）は、適用しません。

（3）長期休業期間（夏休み等）のみの利用

- ① 1人あたり日額300円。
※1ヶ月の利用料が1人あたり5,000円を超える場合は、5,000円を上限とします。
- ② 同一世帯から2人以上の児童を同時に入所させている（保護者が同一）場合は、2人目以降の児童（学年が上の児童）は、1人あたり日額150円となります。
※1ヶ月の利用料が1人あたり2,500円を超える場合は、2,500円を上限とします。

15. 利用料の納付方法

利用料の納付は、口座振替（自動払込）又は市が発行する納付書での納付（市内金融機関〔郵便局・ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアを除く〕）となっていますが、できるだけ口座振替をお願いします。

ただし、長期休業期間（夏休み等）のみの利用児童は、利用日数の実績により市が発行する納付書での納付となります。

口座振替は、当月分を26日（12月のみ25日）に引き落としします。

※26日（12月のみ25日）が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

※口座振替の手続きは、通帳印を持参のうえ、各金融機関で行ってください。

16. 利用料の減免制度

（1）次の事由に該当する場合は、申請することにより、利用料の減免を受けることができます。

① 生活保護法の適用を受ける世帯（利用料の全額減免）

② 市民税が非課税の世帯（利用料の半額減免）

（2）手続きをした月の翌月の利用料から減免の対象となります。

（3）申請は、マイナンバーがわかるものを持参のうえ、市役所4階の教育総務課で手続きしてください。

17. おやつを提供

1日1回、午後におやつを提供します。

土曜日は、児童クラブではおやつを準備しませんので、利用する児童は、自宅から1回分のおやつ（100円程度のもの）を持参してください。

長期休業期間（夏休み等）のおやつを提供は、午後に1回のみです。

18. おやつ代

利用料とは別に、おやつ代がかかります。

（1）通常利用 1人あたり月額1,500円（8月通常利用のみ375円）

（2）長期休業期間（夏休み等）のみの利用

- | | | |
|-----------|-------|------------------------|
| ・春休み（4月） | 1年生 | 600円（入学式の日程により変更になります） |
| | 2～6年生 | 300円 |
| ・夏休み（7月） | | 600円 |
| ・夏休み（8月） | | 900円 |
| ・冬休み（12月） | | 150円 |
| ・冬休み（1月） | | 225円 |
| ・春休み（3月） | | 375円 |

※長期休業期間が変更になった場合は、おやつ代も変更になります。

※月の途中で入所や退所する場合に、おやつ代の日割り計算（返金）はできません。

19. イベント代の納付

夏休み期間中に児童クラブを利用される場合は、行事（工作教室など）に必要な材料等の実費負担金として、1,000円を集めさせていただきます。

イベント代は、運営事業者（各児童クラブ）へ納付してください。

20. 保険料の納付

児童クラブの活動中に発生する事故やけが等に備えるため、傷害保険・賠償責任保険に加入します。

保険料800円（年1回）は、運営事業者（各児童クラブ）へ納付してください。

保険の加入手続き後は、児童クラブの利用をキャンセルした場合も保険料を納付していただきますので、あらかじめご了承ください。

21. 留意事項

- （1）保護者が勤務予定で入所された場合は、入所後1ヶ月以内に、勤務開始後の就労証明書を児童クラブへ提出してください。
- （2）保護者の就労が期限付きの場合は、勤務期間更新後1ヶ月以内に、児童クラブへ連絡してください。
- （3）転居、就労先の変更やその他の事由により家庭状況が変わった場合は、速やかに児童クラブへ連絡してください。

22. 欠席する場合

児童クラブを欠席する場合は、電話等により、児童クラブへ必ず連絡してください。

23. 申請内容を変更する場合

住所や氏名など申請した内容に変更が生じた場合や、利用期間の変更を希望される場合は、変更したい月の前月15日までに変更届を児童クラブへ提出してください。

24. 退所する場合

児童クラブを退所する場合は、前月の15日までに、退所届を児童クラブへ提出してください。

届け出が遅れた場合は、利用料及びおやつ代がかかりますのでご注意ください。

月の途中で退所する場合に、利用料・おやつ代の日割り計算（返金）はできません。

25. 利用承認の取り消し

次の事項に該当する場合は、利用期間中であっても利用の承認を取り消すことがあります。

- （1）入所できる要件に該当しなくなったとき
- （2）入所申込書や保育できないことを証明する書類等の提出された書類内容に虚偽があったとき

- (3) 利用料やおやつ代を滞納したとき
- (4) 終了時刻の午後7時までに保護者が迎えに来ないことが常態化しているとき
- (5) 児童クラブの運営上支障があると認めたとき

26. 避難情報発令時等の対応

(1) 学校休業日

①全日臨時休校となった場合 → 児童クラブも休所します。

②下校時間が早まった場合

伊万里市防災危機管理課が発令する災害警戒レベルが

【災害警戒レベル3（高齢者等避難）以上】 原則 閉所します

【災害警戒レベル3（高齢者等避難）未満】 原則 開所します

但し、危険性等を考慮し、閉所する場合があります。

※学校の緊急メールと運営事業者からの連絡（メール、電話等）でお知らせします。

(2) 土曜日、学校休業日（長期休業期間、代休日）

伊万里市教育委員会で判断し、状況に応じお知らせします。

災害警戒レベル3以上が発令された場合は下記のとおりです。

【災害警戒レベル3が発令された場合】

発令された時点で閉所

※開所中に発令された場合は、早めのお迎えをお願いします。

【災害警戒レベル3以上の発令が継続中の場合】

①午前6時時点で災害警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令中の場合：休所

②午前6時から午前10時までに解除された場合：午後1時から開所

③午前10時以降に解除された場合：途中開所せず、1日休所

※運営事業者からの連絡（メール、電話等）でお知らせします。

27. 児童クラブに関する問合せ先

伊万里市教育委員会 教育総務課（市役所4階） 電話23-2125（直通）